

貸金業関係法令に係るFAQ

No.	質問	回答
項目1:貸金業法施行規則第10条の9、第12条の2第1項及び第2項並びに第5項、第13条第1項及び第3項、第15条第1項関係		
1	<p>書面に貸金業者の登録番号を記載する場合、貸金業施行規則では、契約締結前の書面（第12条の2）、契約締結時の書面（第13条）、受取証書（第15条）に規定されているように、登録の回数を記入する（ ）書きも必要だと考えられますが、一方、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に携帯させる、その他の従業者であることを証する証明書の場合には、「登録番号の括弧書きについては省略することができる。」旨の規定（第10条の9第1項）があります。</p> <p>貸金業を営む当社の会社案内や、消費者啓発のためのパンフレットなど、当社で独自に作成する書面等に登録番号を記載する場合、（ ）書きも記載する必要がありますか。</p>	<p>登録番号は（ ）書きの登録回数までを含めたものと考えられ、法定書面については、（ ）書きを省略できる書面はあらかじめ限定され、法定されていますが、法令等で定める事項以外では、登録番号を使用する場合に（ ）書きの記載を省略することは、法令等により禁じられているわけではありません。</p> <p>もっとも、新規顧客の目に触れる機会のあるパンフレットや会社案内等に記載された登録回数は、「信頼できる業者であるかの判断指標」になると思料されるため、登録回数の記載を省略するか否かはこれを踏まえて、個社の経営判断で対応をお願いいたします。</p> <p>ただし、パンフレット、会社案内等であっても、実際の登録更新回数と異なる記載があるもの（更新前の番号が記載されている）をそのまま使用することは差し控えてください。</p>